

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健 一

### 奈良県教育委員会規則第三号

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会会議規則（昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一号の二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二回」を「一回」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。